

岡山市入札外部審議委員会の概要

平成26年度第1回岡山市入札外部審議委員会（以下「審議委員会」という。）を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

平成26年7月18日（金） 午前10時00分から午前11時35分

2 開催場所

岡山市庁舎 5階入札室

3 出席委員（敬称略 五十音順）

井上 信二，岡崎 優子，妹尾 直人，松本 正子，的場 真介

4 事務局

（1）岡山市

森安審議監，寺本審議監，泉監理課長，岡本契約課課長補佐，水野契約管理係長，林監理課課長補佐，徳丸監理課主任

（2）水道局

小林統括審議監，浅田管財課長，國富管財課課長代理，樋口契約係長，高田管財課主任，平山管財課主任

5 会議次第

（1）開会

（2）議題

1 平成26年度入札契約制度の改正について

2 平成25年度等契約状況の報告について

3 その他

6 会議概要

1 平成26年度入札契約制度の改正について

Q:建設コンサルタント業務等契約関係で、市内業者数が減少傾向にあるという事だが、

これは顕著な状況が具体的にあるか？さらに、市内業者のみを入札参加可能と限る要件の一つが「市内業者が15者以上」と設定しているが、10者でも20者でもなく、15者という数字としたのはなぜか？

A:市内業者数の減少については、平成15年度の業者数では市内業者は209者だったが、25年の4月の時点で145者となり、約30%減少。この傾向は、準市内業者のうち、一定の要件を満たした者を、市内業者と同等に扱い、全ての入札案件に応札可能とする「市内扱い業者制度」が原因となり、競争が激化したことによるものと考えている。また、市内業者のみが入札参加可能とする基準を応札可能な市内業者数が15者以上とした理由は、市内扱い業者も市に対して一定の貢献をしているという事実もあり、極端に排除することもできないという状況を踏まえ、影響の大きすぎない基準を定めようと考えたからである。

Q:市内扱い業者というのは準市内業者の分類でよいのか？

A:準市内業者のうちで、ある一定の要件を満たしている者を市内扱い業者として、市内業者と同等に取り扱っている。

Q:最近、全国的に、入札が不調傾向にあると聞くが、岡山市ではどうか？

A:全国の自治体が行っている建設工事の入札において、応札が全く無い事案が多発していると新聞等では言われているが、現在のところ本市では、さほど件数は発生していない。ただ、業界からの話では、現場の技術者や労働者がどんどん関東や東北へ流出していると聞くので、これから厳しい状況になる可能性は十分ありうる。

Q:今は100%落札しているということか？

A:応札があったが金額的に折り合わない事案はあるが、応札が全く無いという事案はほとんどない。

Q:市内業者のみを入札参加対象者にするということは、もっと良いものを安く作れる業者が市外から入ってくるかもしれないという可能性を捨ててまで、地元業者の育成を図ることになる。その方針は、法律や条例等と整合性が取れるのか？

A:契約制度については、地方自治法で「一般競争が原則」などの大きなくくりがあるだけで、具体的な制度策定は各自治体に裁量が認められている。

Q:ただ、裁量にも限度があって、極端な制度設計は認められないと思うが。

A:コンサルタント業務に限らず、本市も、他の多くの自治体と同様に、地域の経済的な観点から、市内業者を優先する方針を原則としている。委員が指摘するように程度の問題で、競争性が保たれていないのに、入札参加者を制限しすぎることは好ましくない。一定金額以上の調達を、WTO対象案件として、世界的に開かれた、地域性の制限をかけられない入札としなければならない。そのことを考えると、一定金額未満の入札について、合理性のある地域優先の施策を行うことは許容されていると考えている。

Q:自分の行政区域内の業者のみに入札参加を認める施策は、他の自治体でも一般的に行われているのか?

A:どちらかと言うと、準市内業者の一部を市内業者と同様に取り扱う「市内扱い業者制度」が本市独自であり、他の自治体では見られない制度である。

Q:「安くいいものを作らせる」というのが入札の原則で、適正な範囲で競争をさせていくという考え方に対して、入札可能者の制限をかけるというのは逆行するのではないかとも思う。しかし、自治体として、市域に本拠地を持っているような業者は優先したいという思いも理解できる。それらの兼ね合いの中で、このような改正がなされているのだろうとは思いますが、なぜ「15者」というような線引きになったのかを改めて具体的に聞きたい。

A:本市独自の「市内扱い業者制度」は、市内業者からすると、市内扱業者は本店がある自治体では市内業者として入札に参加でき、かつ、岡山市でも市内扱い業者として市内業者と同等に入札に参加できるが、岡山市の市内業者は岡山市の入札にしか参加できないという不平等感が強かった。そのような状況下で、実際に市内業者は減少しているという事実を受け止め、市として何らかの改正が必要ではないかと考え、少しでも市内扱業者が入れる要件を厳しくする改正を行った。ただし、市内業者のみに限定する案件は、入札資格要件の設定がないもの、すなわち技術力等の縛りが少なく、市内業者だけでも十分な応札者数が予想できるものだけとした。地域経済や地域の雇用に対する配慮と競争性のバランスを考え、このような線引きとなった。

2 平成25年度等契約状況の報告について（岡山市）

Q:建設コンサルタント業務等契約では、ほとんど人件費的な要素が占めると思うが、45%や44%の落札率が見られる。市が決める許容価格は基準を持って積算していると思うが、ダンピング対策を行った上で、この44%とかで落札している業者がいるという事実は、市内業者の保護育成の観点と整合性が取れているのか?

A:落札率40%代の事案は2件あるが、内容は許容価格によって大きく二つに分類される。一つは、最低制限価格設定対象事案で、最低制限価格ギリギリで落札したものの。もう一つが、低入札価格調査対象事案で、調査基準価格（75%）を下回る入札価格であったため、低入札価格調査を行い、その結果、履行可能と判断し、落札としたものである。最低制限価格設定対象事案では、入札者に求める要件が厳しく、市内業者は参加しておらず、全国的な大手の業者のみの応札となった。その中でも、落札業者のみが極端に低い価格で応札した。低入札価格調査対象事案では、発注者として求める体制や最低賃金の確保が確認できたため、落札決定を行った。

Q:建設工事の入札で、偶然ではなく、落札率が99.何%というような高い落札率で

応札するということは可能か？特に、舗装工事は高い落札率が多いようだが、許容価格の算定が容易なのか？

A:積算に利用する単価は公表されており、特に舗装工事の場合は、舗装する幅と長さ
と厚みが出れば、材料がどのくらい必要かを計算できるので、かなり積算精度が高
い。落札決定後に市側積算資料の開示請求を行うなど、研究を積み重ねているので、
高い積算能力を持つ業者も多い。

Q:低価格で応札した業者であっても、結果として品質に問題はないのか？

A:完成後に検査を行っているが、極端に価格が低かったから、品質に悪影響があった
という話はない。

Q:最低制限価格より高いため落札又は低入札価格調査の結果として落札という事例
で、契約金額と品質に相関関係が確認できないのであれば、当委員会としてはダン
ピング対策に問題があるとは言えない。

Q:ただ、市内業者の保護育成という観点から先ほどの制度改正を行ったわけなので、
最低制限価格があまりに安いのはバランスが取れてないのではないかと。

Q:設計業務委託における検査は、何をもって合格としているのか？調査や設計が悪か
ったことが原因で工事ができなくなったという話はないのか？

A:業務発注課が完成品を受領する際に、「適正な設計になっているのか」「必要な調
査はできているのか」等のできる範囲での確認を行っている。本市では、今のところ、
低価格での入札だから、完成品が不良であるとの相関関係は確認できない。た
だ、近年は、納期に遅れるとか、市からの質問に対してなかなか返事がないとか、
そういうトラブルが増えているようなので、低入札価格調査の場合には、設計にか
ける人員やこちらからの問い合わせに対する体制を特に気を付けて確認している。

2 平成25年度等契約状況の報告について（岡山市水道局）

Q:落札率について、随意契約が92.6%で一般競争入札が93.5%。競争入札よ
りも随意契約の方が、落札率が低い。努力していると感じる。

A:随意契約でも、入札案件と同様に設計するので、業者が頑張ってくれていると思う。

Q:コンサル入札結果一覧で落札率37.6%という事案がある。他が大体90%以上
のものが並んでいるので、気になる。

A:この入札は、浄水場関係の建築物の耐震診断という事で少し特殊な業務になるため、
入札対象者を市外業者まで広げた条件で行った。落札は市外業者で、落札率37%
とかなり低いですが、実績は非常に多数あり、他都市において5年間で49件程ある。
あと労働者の配置も必要なところに集中的に付ける等、ノウハウを生かした強みがある
と判断し、低入札調査を行った上で履行可能と判断した。

(終了)